

業務委託契約書(案)

沖縄県知事 翁長雄志 (以下「甲」という。)と受託者

(以下「乙」という。)とは、次のと

おり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

1. 委託業務の名称 議会庁舎消防設備保守点検業務

着手 平成29年4月 1日

2. 履行期間 完了 平成30年3月31日

3. 実施場所 那覇市泉崎1丁目2番3号

4. 契約金額 一金 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 免除(沖縄県財務規則第101条第2項第3号)

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって議会庁舎消防設備保守点検業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 別紙仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(業務責任者、業務工程表)

第2条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務責任者を定め甲に通知するものとする。

2 乙は、契約締結後、速やかに業務工程表を作成し、甲に提出してその承諾

を受けなければならない。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

3 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 乙が第1項から第2項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害については、甲は賠償責任を負わない者とする。

(委託業務の調査報告)

第5条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して決める。

(損害賠償)

第7条 乙は、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠

償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りでない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 乙は、委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(業務部分完了報告及び検査)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書等(成果報告書・消防設備保守点検報告書等)及び仕様書に定める書類等を、前期分(9月末)、後期分(3月末)に分けて甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書等及び仕様書に定める書類等の前期分、後期分を受領したときは直ちに検査を行わなければならない。

(契約金額の支払い)

第9条 乙は、前条第2項の規定による検査が終了したときは、甲に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払額)

第10条 この契約の契約金額の支払いは、次のとおりとするが端数が発生した場合は後期分で支払うものとする。

前期分 円

後期分 円

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は損害賠償金として100分の10を甲に納入しなければならない。

(1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。

- (3) 第3条から第5条までの規定に違反したとき。
- (4) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- (5) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき。

第12条 甲は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条に基づく業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反により、業務を完成することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合は前条第2項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の執行に際して、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(完了報告)

第15条 乙は、委託業務がすべて終了したときは、速やかに業務完了報告(成果報告書)を甲に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、法令に従うほか、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し当事者の記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月 日

(甲) 委託者

住 所 那覇市泉崎1丁目2番2号

名 称 沖縄県

氏 名 沖縄県知事 翁 長 雄 志

(乙) 受託者

住 所

名 称

代表者